

分野	15	通番	1
法律名	水洗炭業に関する法律(昭和三十二年法律第三十四号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第5条	第1項	ア		
第5条	第2項	ア		
第7条	第1項	×		
第7条	第2項	ア		
第9条	第3項			準用規定
第11条		×		
第12条	第1項	ア		
第12条	第2項			準用規定
第13条	第3項	ア		
第14条	第1項	×		
第14条	第2項	ア		
第15条	第2項	ア		
第15条	第3項	ア		
第18条		ア		
第23条	第2項	ア		
第23条	第3項	ア		
第23条	第4項	ア		
第24条	第1項	ア		
第24条	第2項	ア		
第25条	第1項	ア		
第25条	第2項	ア		
第25条	第3項	ア		
第26条	第1項	ア		
第26条	第2項	ア		
第26条	第3項	ア		
第27条	第1項	ア		
第30条	第3項	iv	e	
第30条	第4項	iv	e	

分野	15	通番	2
法律名	採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第8条	第1項	i		42条の2により地方公共団体に適用がある場合
第9条	第2項	i		42条の2により地方公共団体に適用がある場合
第14条	第2項	x		42条の2により地方公共団体に適用がある場合
第14条	第3項	i		42条の2により地方公共団体に適用がある場合
第32条の3	第1項	ア		
第32条の3	第2項	ア		
第32条の4	第1項	x		
第32条の4	第2項	ア		
第32条の10	第2項	ア		
第32条の11	第1項	ア		
第32条の13	第1項	イ		
第33条		x		42条の2により地方公共団体に適用がある場合
第33条の2		x		42条の2により地方公共団体に適用がある場合
第33条の3	第1項	x		42条の2により地方公共団体に適用がある場合
第33条の3	第2項	x		42条の2により地方公共団体に適用がある場合
第33条の4	第1項	v		
第33条の5	第1項	x		42条の2により地方公共団体に適用がある場合
第33条の5	第2項	x		42条の2により地方公共団体に適用がある場合
第33条の5	第4項	x		42条の2により地方公共団体に適用がある場合
第33条の6		iv	e	
第33条の10		x		42条の2により地方公共団体に適用がある場合
第33条の14	第2項	v		

分野	15	通番	2
法律名	採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第33条の15		×		42条の2により地方公共団体に適用がある場合
第33条の16		×		42条の2により地方公共団体に適用がある場合
第34条の2		ア		42条の2により地方公共団体に適用がある場合
第34条の4	第1項	ア		
第34条の4	第2項	ア		
第34条の4	第3項	ア		
第34条の5	第1項	ア		
第34条の5	第2項	ア		
第34条の5	第3項	ア		
第36条	第1項	×		42条の2により地方公共団体に適用がある場合

分野	15	通番	3
法律名	砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第5条	第1項	ア		
第5条	第2項	ア		
第6条	第1項	×		
第6条	第2項	ア		
第12条	第2項	ア		
第13条	第1項	ア		
第15条	第1項	イ		
第16条		×		第43条により地方公共団体に適用がある 場合
第17条		×		第43条により地方公共団体に適用がある 場合
第18条	第1項	×		第43条により地方公共団体に適用がある 場合
第18条	第2項	×		第43条により地方公共団体に適用がある 場合
第19条	第1項	Ⅴ		
第20条	第1項	×		第43条により地方公共団体に適用がある 場合
第20条	第2項	×		第43条により地方公共団体に適用がある 場合
第20条	第3項	×		第43条により地方公共団体に適用がある 場合
第20条	第4項			準用規定
第24条		×		第43条により地方公共団体に適用がある 場合
第29条		×		第43条により地方公共団体に適用がある 場合
第31条	第2項	×		
第34条	第4項	ア		
第36条	第2項	×		
第36条	第3項	iv	e	
第37条	第2項	×		
第38条	第1項	ア		
第38条	第2項	ア		
第38条	第3項	ア		

分野	15	通番	3
法律名	砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第39条	第1項	ア	
第39条	第2項	ア	
第39条	第3項	ア	

分野	15	通番	4
法律名	工場立地法(昭和三十四年法律第二十四号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第9条	第3項	×		
第10条	第2項	×		

分野	15	通番	5
法律名	農村地域工業等導入促進法(昭和四十六年法律第百十二号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第4条	第2項	×		
第4条	第3項	×		
第4条	第4項	iv	g	
第4条	第5項	×		
第5条	第3項	×		
第5条	第4項	×		
第5条	第5項	×		
第5条	第7項	iv	e	
第5条	第8項	iv	g	
第5条	第9項	×		

分野	15	通番	6
法律名	工業用水法(昭和三十一年法律第百四十六号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第5条	第1項	×	
第7条	第2項		準用規定
第8条	第2項	×	
第22条	第2項	ア	
第22条	第3項	ア	
第22条	第4項	ア	
第22条	第5項	ア	
第22条	第6項	i	
第25条	第2項	ア	
第26条	第1項	ア	
第26条	第2項	ア	
第26条	第3項	ア	
第27条	第1項	ア	
第27条	第2項	ア	
第27条	第3項	ア	



分野	15	通番	7
法律名	工業用水道事業法(昭和三十三年法律第八十四号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第3条	第1項	×	
第4条	第1項	×	
第6条	第1項	×	
第9条	第1項	×	
第11条	第1項	×	
第11条	第2項	×	
第11条	第3項	×	
第13条		×	
第14条	第1項	×	
第15条	第2項	ア	
第15条	第3項	ア	
第15条	第4項	ア	
第15条	第5項	i	
第16条	第1項	×	
第16条	第2項	×	
第17条	第1項	×	
第17条	第3項	×	
第19条		×	

分野	15	通番	8
法律名	エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法(平成五年法律第十八号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第4条	第3項	×		第29条第2項により都道府県が処理する 事務
第5条	第3項			準用規定
第20条	第2項			準用規定
第27条		×		

分野	15	通番	9
法律名	使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成十四年法律第八十七号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第44条	第1項	ア	
第44条	第2項	ア	
第45条	第1項	×	
第45条	第2項	ア	
第46条	第2項	ア	
第46条	第3項		準用規定
第47条		×	
第49条		ア	
第51条	第2項		準用規定
第55条	第1項	ア	
第55条	第2項	ア	
第56条	第1項	×	
第56条	第2項	ア	
第57条	第2項	ア	
第57条	第3項		準用規定
第58条	第2項		準用規定
第59条			準用規定
第131条	第3項	ア	

分野	15	通番	10
法律名	武器等製造法(昭和二十八年法律第百四十五号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第5条	第1項	v		第17条第2項、第19条第2項、第20条で 準用する第8条第2項及び第12条第2項 で準用
第5条	第2項	ア		第17条第2項、第19条第2項、第20条で 準用する第8条第2項及び第12条第2項 で準用
第21条	第2項	×		
第25条	第3項	ア		
第28条	第1項	v		
第28条	第2項	v		
第29条	第1項	ア		
第29条	第2項	ア		
第29条	第3項	ア		
第30条	第1項	ア		
第30条	第2項	ア		
第30条	第3項	ア		

分野	15	通番	11
法律名	火薬類取締法(昭和二十五年法律第百四十九号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第7条	第1項	v		
第10条	第3項			準用規定
第12条	第3項	v		
第15条	第4項	v		
第17条	第2項	v		
第17条	第4項	ア		
第19条	第3項	ア		
第24条	第2項	v		
第25条	第2項	v		
第27条	第2項	v		
第29条	第2項	v		
第31条	第3項	イ		
第31条の3	第2項	イ		
第31条の3	第3項	×		
第31条の3	第4項	イ		
第35条	第4項	v		
第43条	第4項	ア		
第45条の2	第2項			準用規定
第45条の17	第1項	イ		
第45条の21	第3項	ア		
第45条の37	第2項	ア		
第48条	第2項	×		
第50条の2	第1項			準用規定
第52条	第2項	v		
第52条	第6項	v		
第53条	第1項	iv	d	第56条の2により都道府県が処理する事務
第53条	第2項	iv	d	
第54条	第1項	ア		
第54条	第2項	ア		
第54条	第3項	ア		
第55条	第1項	ア		
第55条	第2項	ア		
第55条	第3項	ア		

分野	15	通番	12
法律名	高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第8条	第1項	√	
第14条	第3項		準用規定
第16条	第2項	√	
第19条	第3項		準用規定
第20条	第5項	√	
第22条	第4項	√	
第29条	第5項	ア	
第31条	第2項	イ	
第31条の2	第2項	イ	
第31条の2	第3項	×	
第31条の2	第4項	イ	
第35条	第2項	√	
第35条	第4項	√	
第44条	第4項	√	第78条の4により都道府県が処理する事務
第45条	第1項	√	第78条の4により都道府県が処理する事務
第45条	第2項	√	第78条の4により都道府県が処理する事務
第49条	第1項	√	第78条の4により都道府県が処理する事務
第49条	第2項	√	第78条の4により都道府県が処理する事務
第49条	第3項	√	第78条の4により都道府県が処理する事務
第49条	第4項	√	第78条の4により都道府県が処理する事務
第49条の2	第4項	√	第78条の4により都道府県が処理する事務
第49条の3	第1項	√	第78条の4により都道府県が処理する事務
第49条の4	第1項	√	第78条の4により都道府県が処理する事務

分野	15	通番	12
法律名	高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第49条の4	第2項	v		第78条の4により都道府県が処理する事務
第49条の4	第3項	v		第78条の4により都道府県が処理する事務
第50条	第3項	v		第78条の4により都道府県が処理する事務
第54条	第2項	v		第78条の4により都道府県が処理する事務
第58条の16		イ		
第62条	第6項	ア		
第65条	第2項	×		
第74条	第1項	v		
第74条	第4項	v		
第74条の2	第1項	iv	d	第78条の4により都道府県が処理する事務
第74条の2	第2項	iv	d	
第76条	第1項	ア		
第76条	第2項	ア		
第76条	第3項	ア		
第78条	第1項	ア		
第78条	第2項	ア		
第78条	第3項	ア		

分野	15	通番	13
法律名	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第四十九号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第3条の2	第1項	ア		
第3条の2	第2項	ア		
第4条	第1項	×		
第4条	第2項	ア		
第26条の2		ア		
第31条		v		
第32条	第2項			準用規定
第33条	第3項			準用規定
第35条の10	第1項	v		
第37条		v		
第37条の2	第3項			準用規定
第37条の4	第2項	v		
第37条の4	第3項			準用規定
第37条の6	第2項	v		
第37条の7	第2項	×		
第38条の4	第2項	イ		
第38条の5	第2項	イ		
第38条の6	第2項	イ		
第38条の6	第3項	×		
第38条の6	第4項	イ		
第38条の27	第1項	イ		
第83条	第8項	ア		
第83条の2	第2項	i		
第84条	第2項	×		
第87条	第1項	v		
第88条	第2項	iv v	d	
第90条	第1項	ア		
第90条	第2項	ア		
第90条	第3項	ア		
第92条	第1項	ア		
第92条	第2項	ア		
第92条	第3項	ア		



分野	15	通番	14
法律名	化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成七年法律第六十五号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第17条	第3項	ア	
第33条	第3項	ア	
第35条	第2項	v	

分野	15	通番	15
法律名	電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第32条	第2項	ア	第63条第2項で準用
第32条	第3項	ア	第63条第2項で準用
第63条	第3項	i	
第103条	第1項	×	

分野	15	通番	16
法律名	電気工事業の業務の適正化に関する法律(昭和四十五年法律第九十六号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第5条		ア		
第6条	第1項	×		
第6条	第2項	ア		
第7条	第1項	ア		
第7条	第2項	ア		
第10条	第3項			準用規定
第14条		ア		
第27条	第3項	iv	a	
第28条	第3項	ア		
第29条	第1項	ア		
第29条	第2項	ア		
第30条	第1項	ア		
第30条	第2項	ア		
第30条	第3項	ア		
第31条	第1項	ア		
第31条	第2項	ア		
第31条	第3項	ア		

分野	15	通番	17
法律名	電気工事士法(昭和三十五年法律百三十九号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第4条	第2項	イ	
第7条の15	第1項	ア	
第7条の15	第2項	ア	

分野	15	通番	18
法律名	発電用施設周辺地域整備法(昭和四十九年法律第七十八号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第4条	第3項	×		
第4条	第4項	×		
第4条	第9項			準用規定
第10条	第2項	×		
第10条	第4項			準用規定

分野	15	通番	19
法律名	ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第45条	第2項	ア	
第46条	第1項	イ	第52条により都道府県が処理する事務
第47条	第1項	イ	第52条により都道府県が処理する事務
第47条	第4項	ア	第52条により都道府県が処理する事務
第47条の2	第1項	イ	第52条により都道府県が処理する事務
第47条の2	第2項	i	第52条により都道府県が処理する事務
第47条の2	第3項	i	第52条により都道府県が処理する事務
第50条	第1項	ア	
第50条	第2項	ア	
第50条	第3項	ア	

分野	15	通番	20
法律名	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十六号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第59条	第7項	v	

分野	15	通番	21
法律名	原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法 (平成十二年法律第百四十八号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
		iv	e	
第3条	第2項	iv	e	
第3条	第4項			準用規定
第4条	第1項	×		
第4条	第2項	×		
第4条	第5項			準用規定